

## 宇部市若年がん患者の在宅支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若年のがん末期患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅生活の維持に必要な経費の一部を助成する宇部市若年がん患者の在宅支援事業（以下「事業」という。）を実施し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この事業の助成を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請日時点に宇部市民であり、かつ、治癒を目的とした治療を行わない20歳以上40歳未満のがん末期患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）とする。
- (2) その他市長が該当すると認めた者

### (助成対象経費)

第3条 この事業の助成の対象は、次の各号に該当する訪問介護・訪問入浴介護及び福祉用具貸与又は福祉用具購入（以下「サービス等」という。）にかかる経費及びその他市長が必要と認めた経費とする。ただし、他の制度で同様の助成を受ける場合は、この事業の助成の対象外とする。

- (1) 訪問介護の内容は、身体介護、生活援助及び通院等乗降介助とする。
- (2) 訪問入浴介護は介護・看護職員が移動入浴車で自宅へ訪問し、持参した浴槽によって入浴介護を行うものとする。
- (3) 福祉用具の種類は、別表に掲げるとおりとし、別表以外の種類の福祉用具については、個別の助成対象者の在宅生活維持に必要と市長が判断したものとする。

### (助成の申請)

第4条 この事業の助成対象者又はその代理人（以下「申請者」という。）は、若年がん患者の在宅支援事業助成申請書（第1号様式）に、申請するサービス等の内容の分かる資料並びに若年がん患者の在宅支援事業にかかる意見書（第2号様式）又はがん末期であることが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに助成の可否を決定し、若年がん患者の在宅支援事業助成決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

### (医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認める場合には、この事業の助成対象者について、医師の意見を求めることができる。

### (変更等の届出義務)

第7条 申請者は、この事業の助成期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、若年がん患者の在宅支援事業助成変更（廃止）申請書（第4号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき

(2) 助成対象者の死亡又は入院等によりこの事業の助成を受ける必要がなくなったとき  
(変更決定及び変更通知)

第8条 市長は、前条の規定による若年がん患者の在宅支援事業助成変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、若年がん患者の在宅支援事業助成変更（廃止）決定（却下）通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。  
(助成の中止又は取り消し)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の助成を中止し、又は取り消すことができる。

(1) がん以外の疾病等によりこの事業を行うことが困難であると認められるとき

(2) その他市長がこの事業を助成することについて適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の中止又は取り消しをしたときは、若年がん患者の在宅支援事業助成取消（中止）通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(サービス等提供事業者への依頼)

第10条 申請者は、自らサービス等を提供する事業者へサービス等を依頼するものとする。  
サービス等提供事業者については、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき県や市が指定した事業者とする。ただし、指定事業者以外であっても特に市長が認めた場合はこの限りではない。

(助成額)

第11条 市長は、申請者が利用したサービス等に要した経費のうち、1月あたりの利用料が60,000円以下においては対象経費に10分の9を乗じて得た額（小数点第1位切上げとする。）を、60,000円を超えた場合は、54,000円を助成するものとする。

(助成金の請求、委任、期限)

第12条 申請者は、サービス等の利用を終えたときは、助成開始日以降に受けたサービス等にかかる経費をまとめて、若年がん患者の在宅支援事業助成金交付請求書（第7号様式）により市長に請求するものとする。ただし、サービス等を受けている期間中であっても、月単位で請求することもできることとする。

2 申請者は、福祉用具を購入したときはサービス等にかかる経費をまとめて、若年がん患者の在宅支援事業助成金交付請求書（第7号様式）により市長に請求するものとする。ただし、サービス等を受けている期間中であっても、月単位で請求することもできることとする。

3 申請者は、助成金の請求及び受領に関する権限をサービス等提供事業者に委任する場合は、委任状（第8号様式）を市長に提出するものとする。

4 申請者がサービス等を利用した日から助成金を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

(財産の処分)

第13条 前条第2項の規定により申請者が取得した福祉用具については、福祉用具の使用を終了したときは申請者が処分するものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、第12条第1項から第3項までの規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの事業の助成を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から3年を期限として助成を行う。なお、その期限経過後に改めて助成の必要性等の検討を行い、真に必要ながあると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係） 福祉用具の種類

車いす
車いす付属品
特殊寝台
特殊寝台付属品（介助用ベルトを含む）
床ずれ防止用具
体位変換器
手すり（工事をともなわないもの）
スロープ（工事をともなわないもの）
歩行器
歩行補助つえ
移動用リフト（つり具を除く）
自動排泄処理装置
点滴スタンド
吸引器
吸入器
ポータブルトイレ
シャワーチェア